国民年金コーナー

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ~ 国民年金保険料の免除申請が可能です!

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当 程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保 険料免除申請が可能となりました。

【対象となる方(次の要件を満たす方が対象となりま す。)】

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の 影響により業務が失われたなどにより収入が減少し

〇所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の 所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になる ことが見込まれる方

※下表の免除承認の所得基準をご確認ください。

≪免除承認の所得の基準≫

~以下の計算式の金額の範囲内であること~

免除の区分	除の区分 計算式(前年度の所得)						
全額免除	(扶養親族等の数 + 1)× 35万円 + 22万円						
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除 額 + 社会保険料控除額等	本人					
半額免除	118万円+扶養親族等控除 額+社会保険料控除額等	配偶者 世帯主					
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除 額+社会保険料控除額等						
納付猶予	(扶養親族等の数 + 1)× 35万円 + 22万円	本人配偶者					

【申請の対象となる期間】

令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降はあらためて申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書(簡易な所得額の申立書(臨時特例用))

【申請方法】

- ○国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書 は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードが
- ○申請書の提出先は、町民生活課または郡山年金事務所
- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、 郵送での提出をぜひご活用ください。

≪受給資格期間・年金額の違い≫

年金	納付状況 の種類	納付	全額免除	一部 免除 (一部納付)	納付猶予	未納
老齢基礎年金	受給資格 期間への 算入	0	0	0	0	×
	年金額へ の反映	0	0	0	×	×
年金	・遺族基礎 受給資格期 の算入	0	0	0	0	×

- 個ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
- ு 即山年金事務所 ☎024-932-3434
- ●町民生活課 ☎72-6933

国民健康保険からのお知らせ

~国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の支給について~

国民健康保険の被保険者(給与等を受けている方)で新型コロナウイルス感染症に感染または疑いの ため働くことができず、給与などを受け取れなかった方を対象に傷病手当金が支給されます。対象と なる方は役場で申請をしてください。

過町民生活課 ☎72-6933